

印西市自転車安全総合推進計画 (素案)

みなさんのご意見をお寄せください

市では、印西市自転車の安全・安心利用に関する条例に基づき、自転車の安全な利用を促進するため、「印西市自転車安全総合推進計画」の策定に取り組んでいます。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、広く市民のみなさんの意見を募集します。

- 募集期間…2月3日(月)～21日(金)。
●閲覧場所…市役所(市民安全課)、各支所・出張所、公民館。市のホームページでも閲覧可(閲覧は2月3日(月)から)。

■市内在住・在勤・在学の人。

- 提出方法…2月3日(月)～21日(金)(消印有効)に、任意様式または専用の様式(市ホームページからダウンロード可)に住所・氏名・連絡先を明記し、郵送・FAX・メール・意見箱(閲覧場所に設置)、または直接下記窓口まで持参。

※氏名などの必要事項が明記されていないものは、無効。また応募に要する諸費用は応募者本人の負担です。

■市民安全課市民安全班(〒270-1396印西市大森2364-2・☎内線714・FAX④7242・✉siminanzanka@city.inzai.lg.jp)。

各公共施設の使用料・利用料金の主な改定内容

Table with 2 columns: 施設名, 主な改定内容. Lists changes for Community Center, Bicycling Parking, Health Center, Public Parks, Citizens' Hall, Cultural Hall, and Community Exchange Center.

4月1日からの消費税率が8%に引き上げられることに伴い、消費税の課税対象となる公共施設の使用料(利用料金)については、次のとおり取り扱います。

料金を納入する場合は改定前の料金が適用されます。使用料(利用料金)を改定する公共施設は左表のとおりですが、使用条件などにより改定内容が異なります。詳細は、今後各施設または市ホームページ上でご確認ください。

消費税引き上げに伴い 各公共施設の使用料・利用料金を改定

市営水道水道料金および下水道使用料が統一されます

合併以後、印西地区、印旛地区で異なっていた市営水道の水道料金および旧市村地区ごとに異なっていた下水道使用料が、平成26年4月から印西地区料金に統一されます(それぞれ右表、下表参照)。

ご理解くださるようよろしくお願いいたします。
■水道課水道事業班(本桮支所内・☎⑨1111)、下水道課業務班(☎内線788・789)。

1カ月の水道基本料金(税抜き)

Table showing water basic charges by pipe diameter (13mm to 150mm+) for Inzai and unified areas.

※は市長が別に定める額。

1カ月の水道従量料金(税抜き)

Table showing water volumetric charges by volume (1-10m³ to 501m³+) for Inzai and unified areas.

※印旛地区の101m³以上の単価は、すべて400円。

【下水道使用料料金統一の影響】

今回の料金統一によって負担が増えるのは、2カ月の使用水量が旧印旛村の区域で61m³を超える使用者、日本桮村の区域で1,001m³を超える使用者になります。旧印西市の区域の使用者は、料金統一による影響はありません。

下水道使用料(税抜き)

Table showing sewerage charges by 2-month usage volume (20m³ to 2,001m³+).

日程表

Table with 3 columns: 場所, 日程, 時間. Lists application dates and times at City Office and Inzai Branch.

※手続きに時間を要するため、いずれも申請は各終了時刻までとします。

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用して行う人が近年増えていきます。利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)と電子証明書の取得が必要です。

市では、平日来庁できない人のために、左表のとおり市民課・印旛支所市民福祉課を開庁し、取得の申請を受け付けます。

申請の際、本人確認とパスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)、②写真付住基カードを希望の場合は、写真一枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)。

e-Taxで確定申告を行う人へ

電子証明書の有効期間にご注意

合同相談(市民生活・法律・人権・交通事故・行政)

4月から電話予約制に変わります

毎月第二金曜日に行われている市民生活相談・法律相談・人権相談・交通事故相談・行政相談は、今まで当日先着順で受け付けを行ってききましたが、4月から電話予約制に変わります。

- 予約受付期間…相談日(毎月第二金曜日)の一週間前の金曜日・午前8時45分～(例:4月11日(金)の場合は4月4日(金)から)。
●予約受付窓口…下表参照(電話のみ受け付け・先着順)。

予約受付窓口

Table with 3 columns: 相談名, 窓口, 主な相談内容. Lists consultation services and their locations.

※交通事故相談は4月には行わないため、5月からになります。

【留意点】

- ・当日受け付けも行いますが、電話予約の人が優先されます。
・会場、定員は今までどおりです(本紙11ページ参照)。
・相談日当日、キャンセルする場合は、必ずご連絡ください。相談開始15分前にご来場されず、連絡がない場合は、キャンセルといたします。
・相談がスムーズに進むよう、あらかじめ相談内容、質問事項を整理し、関係書類がありましたら持参してください。
・相談員は、相談者に適切な助言をさしあげるのが目的です。問題を解決するのはあくまでも相談者ご自身です。

申請の際、本人確認とパスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)、②写真付住基カードを希望の場合は、写真一枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)。

電子証明書の有効期間にご注意
e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。